

# うつのみや花火大会 ボランティアスタッフ規約

## 第1条 (名称)

『うつのみや花火大会』及びその付帯行事や広報活動等に従事するボランティアスタッフを「うつのみや花火大会ドリームスタッフ」（以下「ドリームスタッフ」という）と称します。

## 第2条 (目的)

ドリームスタッフは、次の活動を行います。

- ①『うつのみや花火大会』及び『花火の絵展覧会』等の付帯行事の会場準備や交通整理及び広報活動など
- ②その他の活動

## 第3条 (待遇)

ボランティアでの活動となるので原則として交通費や食費の支給はありません。

## 第4条 (参加条件)

ドリームスタッフは、活動を行う日によって以下の年齢制限があります。

- ① 花火大会当日に参加する場合 16歳以上の方（18歳未満※の方は原則として保護者からの承認を得た同意書が必要です。）
- ② 花火大会翌日に参加する場合 年齢制限なし（16歳未満の方は保護者の同伴、16歳以上18歳未満※の方は同意書が必要です。）

※但し、高校生の場合は、保護者の同意が必要です。

## 第5条 (登録方法)

うつのみや花火大会ドリームスタッフ登録用紙に必要事項を記載して事務局に提出するか、『うつのみや花火大会』のweb上で申し込みを行ってください。

## 第6条 (登録解除)

登録申請完了後から、登録者本人が登録解除を申し出るまではドリームスタッフとして扱われます。登録解除をする場合は、事務局までメール又は電話連絡にて申し出てください。

## 第7条 (情報配信について)

ドリームスタッフに登録をすると、不定期でイベント情報や連絡事項をメールでお送りします。また、イベントによっては、参加・不参加の確認や電話での個別連絡を行います。

## 第8条 (遵守事項)

ドリームスタッフは、以下の事項を遵守し活動します。以下に反し、故意又は重過失によって第三者に損害を与えた場合、損害賠償責任を負うこととなります。

- ①私は具体的な法律及び善管注意義務忠実義務及び大会主催者が設けた全ての規約、規則、指示等に従うことに同意します。
- ②私は『うつのみや花火大会』が危険を伴うことを認識しており、会場が広い範囲に設定されているため、緊急時の救護あるいは対応に支障をきたす可能性が高いことを良く理解しております。
- ③私は『うつのみや花火大会』が変化しやすい自然環境の中で行われ、そういった環境において参加者の体調は急激に変化する特性があることを十分に認識しております。
- ④私は『準備・設営・片付け』など、炎天下での作業があるため、身体的、健康上の理由などから、主催者より続行に支障があると判断され、活動を制限された場合でも異議を申し立てない事に同意します。
- ⑤私はイベント中および付帯行事の開催中に負傷した場合、またはこれらに基づいた後遺症が生じた場合、あるいは死亡した場合においても、その原因の如何を問わず、イベントに関わるすべての関係者に対する責任を一切免除いたします。
- ⑥私の健康状態は良好であり、参加者個人の自覚と責任において、安全と健康に十分な注意を払ってイベントに参加し、大会中は私が被害者又加害者となる事故が発生した場合、原因の如何を問わず、自己責任において処理し、主催者および関係者に責を帰さないことに同意します。
- ⑦私の心身に障害がある場合、障害の種類・程度にかかわらず、事前に主催者に申し出ること同意します。
- ⑧私がイベント中に負傷したり、事故に遭遇したり、あるいは発病した場合には、私に対し処置が施されることを承諾し、その処置の方法および結果に対しても異議を唱えません。また、私に対する補償はイベントに掛けられた傷害保険の範囲内であることを確認、了承します。
- ⑨私は気象状況の悪化や天変地異など、主催者の責に帰すべからざる事由により、イベントが中止になった場合、または内容に変更があった場合、さらには所持品及び用具の紛失・損害などによりイベント参加に支障が生じた場合においても、主催者に対してその責任を追及しないことに同意します。

## 第9条 (登録抹消)

次の各号に該当した場合、登録抹消となります。

- ①登録者本人より登録解除の申し出があった場合。
- ②ドリームスタッフとしてふさわしくない言動・行動があった場合（セクハラ、パワハラ、および誹謗中傷等、相手が不快だと感じる行為）。
- ③『うつのみや花火大会』および関連事業を、政治活動や宗教活動の場として利用した場合。
- ④自らの利益を求める営業活動（商品・サービス売り込み）、利益を得るために特定の関係先と懇意にする等、花火大会の中立性を損なう行為を行った場合。
- ⑤自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。また、反社会的勢力と通謀すること。
- ⑥その他、主催者が不適切と判断する行為を行った場合。

## 第10条 (活動記録に関する同意)

イベントの際に記録したドリームスタッフの映像・写真などはパンフレットやイベントに関する広報物、報道並びに情報メディアにおいて使用される場合があります。

## 第11条 (個人情報の取扱について)

ドリームスタッフに登録した個人情報は『うつのみや花火大会』及びその付帯行事にのみ使用し、目的外に使用することはなく、不正に第三者に開示・提供されることはありません。

## 第12条 (問題解決)

本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに誠意を持って協議し解決するものとする。

## 附則

この規約は、2014年3月12日から施行します。（2016年5月1日改訂）